

委員 長 報 告 書

さる 9 月 15 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 11 号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
を審査するため、9 月 21 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 11 号は、保育所、幼稚園、こども園等の利用者負担額について、
国が、平成 28 年度から、年収約 360 万円未満相当の多子世帯については従
来の多子軽減における年齢制限を撤廃することと、同様の年収でひとり親
家庭などの要保護世帯については第 1 子の利用者負担額を半額とし、第 2
子以降は無償とすることを制度化したことに伴い、本市においても国の基
準に準じた軽減を実施するものである。

委員から、軽減実施に伴う市の財政負担の増加はあるか とのただしが
あり、年間約 1,600 万円の歳入減となるが、国からの給付があるので、実
質的には約 1,300 万円の歳入減となると試算している。また、交付税措置
があるが、金額については未定である との答弁がありました。